一制定・改廃の概要ー

条例・規則名 <u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一</u> 部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 22 年 12 月 27 日・東京都規則第 230 号

1 概要

(1) 改正理由

これまで、東京湾において小型の船舶から排出されるし尿の排出を東京都立お台場海浜公園に属する水域のみで規制していたが、東京湾におけるイベントの開催、東京湾の運河等における親水性護岸の普及等により、都民の東京湾の水辺の利用に係る範囲の変化及び機会の増加に対応するため、規制する水域を拡大し、当該水域の水質の保全及び水辺の利用の快適性を確保する。

(2) 改正内容

ア 小型の船舶から排出されるし尿の排出を規制する水域を、「東京都立お台場海浜公園 に属する水域」から「別表第 17 の 2 に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた水域」に 改める(第 64 条第 1 項)。

イ 第64条第1項に規定する水域の図面の閲覧について規定する(第64条第2項)。

ウ 第64条第1項に規定する水域に係る直線を規定する(別表第17の2)。

2 施行日

平成22年12月27日(公布の日)

3 問い合わせ先

環境局自然環境部水環境課東京湾係 直通 03-5388-3459 内線 42-625